破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第２３６７号
札幌市南区川沿17条１丁目１番２―103号
債務者　佐々木眞知子
1　決定年月日時　平成27年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月17日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３７０号
札幌市北区北28条西７丁目２―24　フロンティアさいとうＢ101、住民票上の住所札幌市北区北24条西３丁目１番５―705号
債務者　此川　　明
1　決定年月日時　平成27年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月17日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５６８号
札幌市清田区北野５条３丁目17番10号
債務者　原　真祐美（旧姓村田）
1　決定年月日時　平成27年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月17日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５７７号
北海道江別市一番町14番地の18
債務者　宮内　文人
1　決定年月日時　平成27年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月17日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６２１号
札幌市西区西町北18丁目３番24号　圓ビル２階１号
債務者　澤田　典彦
1　決定年月日時　平成27年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月17日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６４６号
札幌市白石区平和通15丁目北15番16号
債務者　齋藤　　明
1　決定年月日時　平成27年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月17日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２０号
青森県十和田市東十一番町13番25号　ハイツ三木野ⅢＡ－２、旧住所青森県十和田市東十一番町13番８号　ハイツ三木野ⅡＡ202
債務者　蛯名　直照
1　決定年月日時　平成27年５月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月17日まで　青森地方裁判所十和田支部

平成２７年（フ）第７２号
群馬県高崎市楽間町343番地
債務者　中曽根　学
1　決定年月日時　平成27年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月17日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第７５号
群馬県富岡市藤木236番地２
債務者　小菅　昌子
1　決定年月日時　平成27年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月17日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第７６号
群馬県富岡市藤木236番地２
債務者　小菅　雅晴
1　決定年月日時　平成27年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月17日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第７７号
群馬県富岡市藤木236番地２
債務者　小菅　雅子
1　決定年月日時　平成27年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月17日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第１１３号
神奈川県座間市相武台１丁目30番15号　佐藤ビル203号
債務者　三田井孝弘
1　決定年月日時　平成27年５月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月17日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第１３６号
神奈川県座間市入谷４丁目1877番地の６　ＭＩＭＯＺＡ－ＫＡＮ207号
債務者　伊藤惠美子
1　決定年月日時　平成27年５月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月17日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第１４１号
神奈川県座間市さがみ野１丁目10番29号
債務者　柿崎　敦史
1　決定年月日時　平成27年５月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月17日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第１４６号
神奈川県座間市相武台１丁目32番５―401号　プラーズ相武台
債務者　吉川　　豊
1　決定年月日時　平成27年５月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月17日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第１００号
静岡県富士市岩本581番地　県営住宅Ｅ―104号
債務者　藤﨑　永子
1　決定年月日時　平成27年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月17日まで　静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第２８３号
大阪府河内長野市北青葉台22番２号
債務者　西　　増美
1　決定年月日時　平成27年５月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月17日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係